

京都市中小企業等再起支援補助金 よくあるお問い合わせ

No	お問い合わせ内容	回答
1	人件費や家賃も申請できますか？	令和3年3月1日以降の新たな雇用や契約に係る人件費や家賃は申請することができます。(これまでから継続している雇用や契約に係るものは申請できません。)
2	補助対象とならない経費はありますか。	<p>主なものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を除く人件費・家賃等の固定経費 ・光熱水費(電気料金, 水道料金, ガス料金等) ・電話料金, インターネット回線通信料金及び郵送料 ・レンタル・リース費(レンタル・リース期間の始期及び終期が事業実施期間内にあるものを除く) ・割賦払い代金 ・損失補てん, 借入れに伴う支払い利息 ・公租公課(税金, 社会保険料など) ・不動産購入費, 不動産賃借に伴う敷金, 礼金, 更新料及び原状回復費 ・官公署に支払う手数料等 ・飲食・接待費 ・交通費(鉄道, 飛行機, タクシー, 高速利用代, ガソリン代等), 宿泊費, 燃料費 ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用 ・補助金・助成金・協力金などの申請書類作成のために支払う費用 ・金券(商品券, ビール券, 交通券等), 印紙購入に要する費用 ・車両購入費用(自動車, バイク, 自転車等) ・各種会費及び入会金, 廃棄物処理関係費用 ・専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用(ゲーム機, 楽器, 書籍, 漫画, 雑誌, 玩具, 愛玩動物, 観賞用植物, 理美容関連費用等) ・福利厚生に係る経費 ・雇用削減を伴う事業に係る経費 ・その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
3	既に購入した物品や機器の費用についても申請可能ですか。	申請できますが, 令和3年3月1日以降に支払われた経費のみが対象となります。既に購入された消毒液やマスクの費用などにも幅広くお使いいただけます。
4	NPO法人は対象になりますか。	・収益事業を行うNPO法人等, 収益事業を行っている会社以外の法人についても幅広く対象となります。ただし, 収益事業に関して売上減少が50%以上あることが要件となりますのでご注意ください。
5	個人事業者は対象になりますか。	・京都市内に住民票を有し, かつ本市の区域内で事業を営む個人事業者, 又は, 京都市に店舗, 事務所を持つ個人事業者が対象となります。ただし, 売上減少が50%以上あることが要件となりますのでご注意ください。

No	お問い合わせ内容	回答
6	商店会、業界団体は対象になりますか。	・主な事業所が市内にあること、又は構成員の半数以上が、市内に事業所を設けている場合は商店会、業界団は対象となり、売上減少要件は、不要としています。
7	売上50%以上減少は、いつ時点の比較で記載すれば良いですか。	・令和2年12月から令和3年3月までの間のいずれかの月売上高が、前年又は前々年の同月と比べて50%以上減少していれば対象となります。 ・ただし、令和2年4月1日から同年12月20日までの間に創業した方は、対象月の直前3箇月間の平均の売上高に比して50%以上減少していれば対象となります。
8	国が実施している「一時支援金」(法人60万円、個人事業者は30万円が国から給付されるもの)を受ける場合でも、本補助金は申請できますか。	・申請できます。
9	時短要請に協力して協力金を受けたが、申請できますか。	・申請できません。本補助金は、時短要請協力金の対象とならない方を支援するためのものですので、ご理解をお願いします。
10	補助対象事業の実施期間はいつまでですか。	・令和3年3月1日以降、令和3年7月16日までに支払い、かつ納品や作業完了等した経費が対象(補助対象事業の実施期間)となります。
11	WEBで物品を購入しましたが、対象になりますか。	対象になります。ただし、領収書に京都府内の住所の記載がなければ京都府内に所在する者に支払った経費にはカウントされませんので、ご注意ください。